



2022年5月26日

各 位

会社名 株式会社 銀座ルノアール
代表者名 代表取締役社長 小宮山 誠
(コード:9853 東証スタンダード)
問い合わせ先 管理本部長 森田 正一
(TEL 03-5342-0881)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員人事に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第59回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会に付議する定款の一部変更および監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、役員人事につきましては、上記の定時株主総会後の取締役会において正式に決定される予定です。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲により、経営の公正性、透明性および効率性を高め機動的な意思決定を可能とすることを通じて、更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。

(2) 移行の時期

2022年6月28日開催予定の当社第59回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第14条(電子提供措置等)を新設するとともに、不要となる現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除を行うものであります。また、これらの変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③機動的な資本政策および配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議においても行うこと

ができるよう、変更案第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、内容の重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）の削除を行うものであります。

④その他、上記変更に伴う条数の変更および字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日（予定）

※ただし、上記 2. (1) ②に係る規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案附則第 2 条の定めによるものといたします。

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（第 59 回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
小宮山 誠	代表取締役社長	同左
猪狩 安往	取締役会長 兼経営戦略室長	取締役副社長管理本部管掌 兼経営戦略室長
岡崎 裕成	常務取締役開発本部長 兼デザイン・メンテナンス部長	取締役開発本部長 兼デザイン・メンテナンス部長
高野 好隆	取締役営業本部長 兼マーケティング部長	同左
森田 正一	取締役管理本部長 兼財務部長 兼経営戦略室担当	管理本部長 兼財務部長 兼経営戦略室担当
小澤 信弘	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者（第 59 回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
工藤 俊朗	取締役 監査等委員	常勤監査役
中谷 ゆかり	社外取締役 監査等委員	社外監査役
荒 剛史	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者（第 59 回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
大橋 みどり	補欠社外取締役 監査等委員	補欠監査役

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが<u>出来ない</u>場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが<u>できない</u>場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式数についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約<u>券</u>の割当てを受ける権利 <p>(株式取扱規則)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約<u>権</u>の割当てを受ける権利 <p>(株式取扱規則)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(召集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第12条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地のほか、東京都区内においても招集することができる。</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第13条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>増員又は補欠</u>として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">② (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の心要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(報酬等)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 会 計 監 査 人</p>	<p>第6章 会 計 監 査 人</p>
<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。</p>	<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月末日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u>	(削 除)
第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、 <u>中間配当をすることができる。</u>	第37条 (現行どおり)
第43条 (条文省略)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新 設)	第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>第59回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>第59回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u>
(<u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u>
(新 設)	第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
(② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上